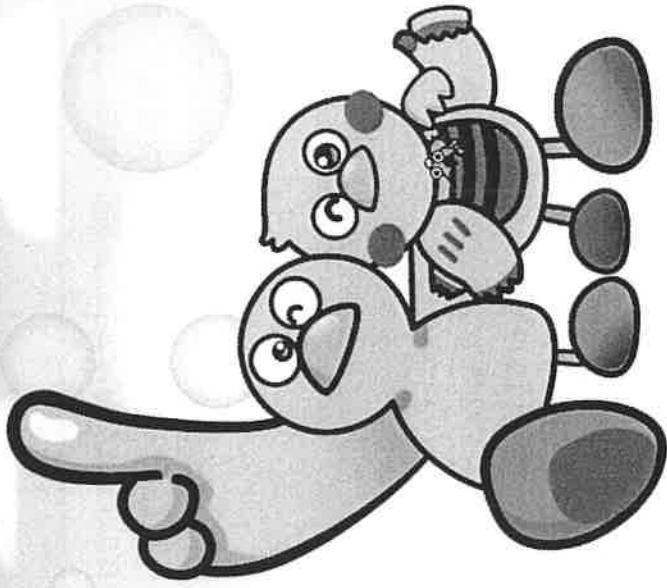


# 令和6年度 埼玉県高等学校等 奨学金のお知らせ



## ●他の経済的支援制度との重複利用は？

世帯の住民税所得割額（注1）が下表の基準額以下である必要があります。

### 令和6年度当初の募集における 住民税所得割額の基準額

世帯の人数 (注2)	小・中・高・大学等の 生徒が2人までの世帯	小・中・高・大学等の 生徒が3人以上の世帯
1人	123,300円	—
2人	280,300円	—
3人	328,600円	606,800円
4人	448,400円	809,000円
5人	603,100円	1,065,400円
6人	676,000円	1,191,200円
7人	732,400円	1,294,800円
8人	840,300円	1,456,800円

●世帯年収のめやす  
…4人世帯（学生2人）の場合、世帯年収が約830万円以下

注1) 保護者とその配偶者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計を、世帯の住民税所得割額とします。配偶者が所得割法上の控除対象配偶者の場合、配偶者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は0円とみなします。

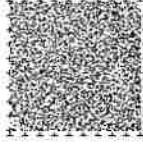
注2) 「世帯の人数」は、①申請者、②保護者、③保護者の配偶者、④保護者の所得割法上の扶養親族（申請者を除く）、⑤保護者の配偶者の所得割法上の扶養親族の合計人数のことです。  
なお、保護者又はその配偶者の扶養に入っていない祖父母・兄弟等は、世帯の人数に含めません。

※上表の住民税所得割額の基準額は、令和6年3月1日現在のものであります。今後、上表の基準額が変更になる場合がありますので御了承ください。

※申請者が多数の場合には、基準を満たしても、貸与資格認定を受けられない場合があります。  
受けられない場合があります。

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県教育局教育総務部財務課 授業料・奨学金担当  
電話 048-822-5670  
Eメール a6630-06@pref.saitama.lg.jp

音声コード  
(SPコード)



令和6年3月発行

活字文書読み上げ装置で、情報を  
音声で聞くことができます。



埼玉県教育委員会

# 埼玉県高等学校等 奨学生制度とは？

## ● 貸与額は？

奨学生の貸与額は、下記の金額から、申請者本人が申請時に選択します。

区分	月額奨学生金	入学一時金 (入学時のみ)
国公立高等学校等に在学する生徒	①15,000円／月 ②20,000円／月 ③25,000円／月	① 50,000円 ②100,000円
私立高等学校等に在学する生徒	①20,000円／月 ②30,000円／月 ③40,000円／月	①100,000円 ②250,000円

\*適切な貸与額を選択し、返還額についても十分検討してください。

## 【貸与額の例】貸与上限額を3年間借りる場合

- (1) 国公立 100万円／入学一時金 10万円 + 月額2万5千円 × 12月 × 3年)  
(2) 私立 169万円 (入学一時金 25万円 + 月額4万円 × 12月 × 3年)

## 【返還額の例】貸与上限額を返還する場合(返還期間:12年間)

- (1) 国公立 約7千円／月 (3年間の貸与上限額 100万円 ÷ 12年 ÷ 12月)  
(2) 私立 約1万2千円／月 (3年間の貸与上限額 169万円 ÷ 12年 ÷ 12月)

## ● 利息はかかるの？

- ① 高等学校等<sup>(注2)</sup>に在学していること  
② 保護者が埼玉県内に居住していること  
③ 品行方正であって、学習意欲があり<sup>(注3)</sup>、  
経済的理由により修学が困難<sup>(注4)</sup>であること

- 注1)「対象となる生徒」について  
①～③の要件については、申請に基づき県が審査を行います。  
審査の結果、貸与資格認定を受けられない場合があります。
- 注2)「高等学校等」について  
県内・県外を問わず、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校的高等課程（対象校のみ）、高等学校の専攻科・別科を含みます。
- 注3)「品行方正であって、学習意欲があり」について  
学習活動や生活全般を通じて態度・行動が良好な者として在学する学校の校長から推薦を受ける必要があります。
- 注4)「経済的理由により修学が困難」について  
市町村民税所得割額の合計が別に定める基準額以下である必要があります。（詳しくは「所得基準は？」参照）

## ● 募集する時期は？

令和6年4月に高等学校等の在学生を対象に募集を行います。（4月下旬締切予定）  
申請を希望する場合は、在学する学校に申し出て、「申請書類」をお受け取りください。  
なお、年度途中で申請を希望する場合は、県財務課授業料・奨学生担当まで御相談ください。

## ● 申請方法は？

申請書（在学校で入手）に必要書類（課税証明書、戸籍謄本（全部事項証明書）等）を添付して、埼玉県教育委員会（財務課）に郵送で提出します。

## ● 番查結果は？

貸与資格の審査結果は、御自宅に郵送します。  
● 貸与方法は？  
貸与資格の認定を受けた方は、県が指定する金融機関（埼玉りそな銀行）の窓口で借入申込を行い、奨学生の貸与を受けます。  
貸与資格の認定を受けた方は、県が指定する金  
融機関（埼玉りそな銀行）の窓口で借入申込を  
行い、奨学生の貸与を受けます。  
貸与資金は、貸与資格認定者本人の口座に一括で  
入金されます。

\*埼玉りそな銀行での親権者の同意と銀行窓口に同伴する戸籍上のすべての親権者の同意と銀行窓口に同伴する戸籍上の親権者の署名・本人確認が必要になります。  
親権者の署名・本人確認がいたただけない場合、貸与を受けることができません。また、親権者のうち1人は、生徒本人と一緒に埼玉りそな銀行の窓口へ行き、署名と本人確認をする必要があります。

## ● 貸与期間は？

令和6年4月から令和7年3月までの1年間です。  
令和7年4月以降も貸与を希望する場合には、改めて申請する必要があります。